

伊崎国有林におけるカワウ被害対策の進め方について

～ 「伊崎国有林の森林管理におけるカワウ対策方針」の概要 ～

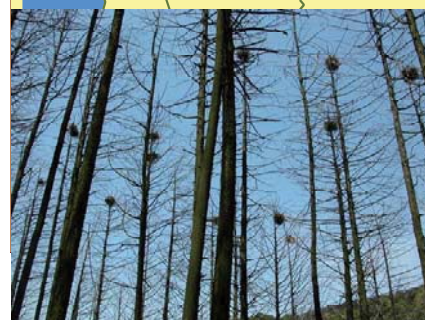
1 方針策定の背景及び目的

琵琶湖に面した伊崎国有林では、1988年(昭和63年)頃にカワウの営巣が30～40巣確認されて以降、カワウ生息数が大幅に増加し、営巣に伴う枝折り、糞の付着等により、ヒノキ等の樹木が枯死する森林被害、下層植生の衰退などの森林植生への影響が生じており、その影響は現在も拡大している状況である。

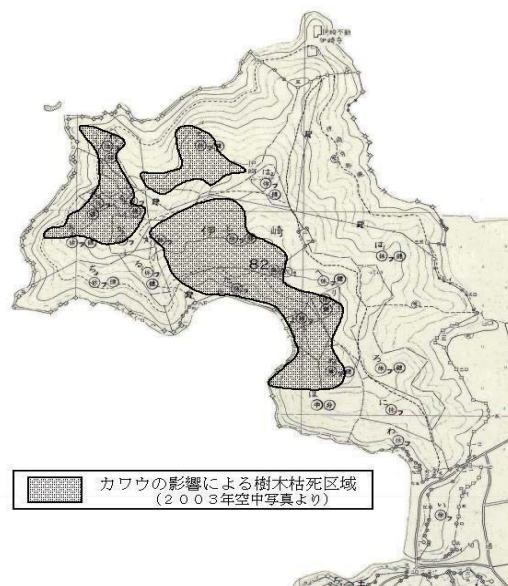
カワウ生息数は滋賀県全体で約3万5千羽、伊崎国有林では8千羽(平成18年5月)となっており、琵琶湖北部の竹生島に次ぐ2番目のコロニー(集団繁殖地)となっている。

このような状況の中、平成16年度に新設された箕面森林環境保全ふれあいセンターと滋賀森林管理署とが一体となって、伊崎国有林の森林被害対策に取り組むこととし、平成16年度に学識経験者と近畿中国森林管理局職員によるワーキンググループを設け、カワウ対策に関する検討を行うとともに、カワウによる森林への影響の実態調査を進めてきたところである。

今般、平成16年度から平成18年度までの実態調査及びワーキンググループにおける検討をもとに、伊崎国有林の森林管理におけるカワウ対策の方向性を示すものとして、本方針を取りまとめたものである。



伊崎国有林位置図



樹木集団枯死区域

- ・枯死樹種:ヒノキ(9割以上)、コナラ等
- ・森林被害面積:約11ha(2003年)

2. 伊崎国有林の森林管理におけるカワウ対策方針

伊崎国有林のカワウ対策は、伊崎国有林におけるカワウの生息について、伊崎からのカワウの完全な追い払いが地形や樹高等の面から困難なこと、また他の地域へのカワウ分散による影響への考慮する必要があることから、ある程度のカワウの生息を前提とした森林管理を行うこととする。

この場合、森林被害の拡大防止と滋賀県全体のカワウ個体数減少目標を念頭に置き、カ

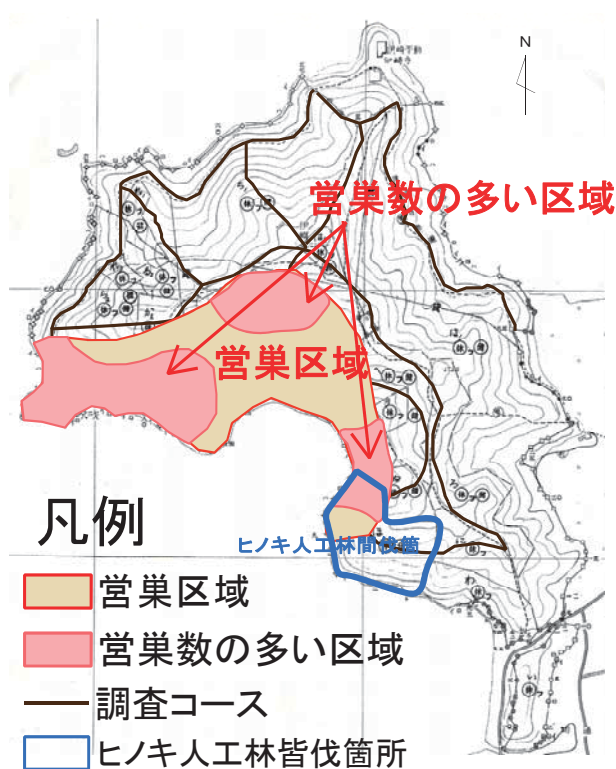
ワウを限定的な区域へ誘導し結果としてカワウ個体数を減少させることを目標とする。

このため、カワウによる森林への影響度合いに応じて、伊崎国有林をゾーニングし、区域ごとの目標を設定して、森林管理・植生回復対策、カワウ抑制対策に取り組むこととする。(別紙1、2のとおり)

なお、本対策方針の概要は、同時期に策定された滋賀県が定める「滋賀県カワウ総合対策計画」においても位置付けられている。

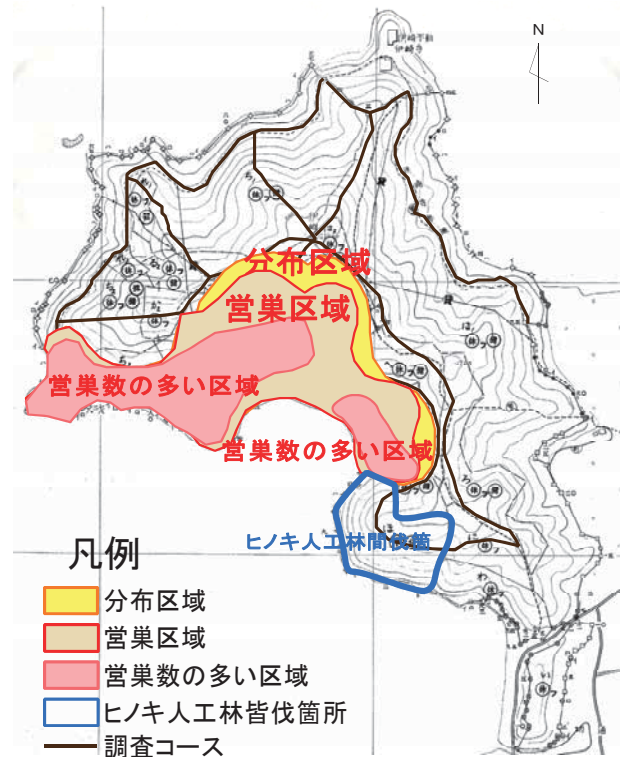
3. 効果の兆し

平成18年の営巣状況は、平成17年に比較すると営巣区域面積が減少してる。これは、18年3月に営巣の多い箇所を含むヒノキ人工林を伐採したことが影響しているものと思われる。また、カワウの銃器捕獲や間伐等の影響により、カワウの生息の多い区域が湾岸箇所へ集中していく傾向があり、方針で目標とする半島南西部エリアの湾岸部への営巣の限定集中化が進みつつあることがうかがえる。



営巣区域(2005年)

平成17年度



営巣区域(2006年)

平成18年度

対策目標（森林管理・植生回復対策、カワウ抑制対策）

区 域		中期目標（10年後：平成27年度）		最終目標	
		森林管理・植生回復対策	カワウ抑制対策	森林管理対策	カワウ抑制対策
生 息 防 止 区 域		現存森林植生の維持	目標営巣数 0 (現営巣数 0)	現存森林植生の維持	目標営巣数 0
		現存する森林植生の維持保全	現状（営巣による森林被害を受けない状態）を維持 [制御方法] ・定期的な見回りの実施（伊崎寺との連携）	現存する森林植生の維持保全	現状（営巣による森林被害を受けない状態）を維持
準 生 息 防 止 区 域	I ・ IV	森林植生の回復、維持 針広混交林への誘導	目標営巣数 0 (現営巣数 0)	針広混交林化	目標営巣数 0
		○樹木枯死・伐採跡地箇所 広葉樹の積極導入 [植生回復方法] 伐採：枯死木の伐採 更新：郷土樹種の植栽 天然更新樹種の育成 管理：稚樹の保全(苗木保護) 試験区域の設定 歩道新設 土壌の安定化(柵工) ○森林残存箇所 現存する森林植生の維持保全	植生回復後、森林被害を受けない状態を目指す [制御方法] ・伐採 ・定期的な見回りの実施 ・銃器捕獲（滋賀県）等	広葉樹の積極導入による針広混交林化の促進 回復した森林植生の維持保全	営巣による森林被害を受けない状態を維持 [生息防止区域]へ移行
生 息 抑 制 区 域	II	針広混交林への誘導	現営巣数の大幅な減少	針広混交林化	目標営巣数 0
		広葉樹の積極導入 [植生回復方法] 伐採：間伐、枯死木の伐採 更新：郷土樹種植栽 天然更新樹種の育成 管理：歩道新設 土壌の安定化(柵工)	カワウを追い払い、区域Ⅲへの営巣の限定集中化を図る [制御方法] ・間伐 ・定期的な見回りの実施 ・銃器捕獲（滋賀県）等	広葉樹の積極導入による針広混交林化の促進 回復した森林植生の維持保全	区域Ⅲへの営巣の集中状態を維持
	III	現存森林植生の維持 (経過観察)	現営巣数	植生の維持回復 (経過観察)	区域Ⅲの範囲内で生息可能な営巣数
		森林植生の状態(カワウ営巣による植生への影響)を経過観察	営巣の集中化を図るとともに、営巣状況の推移を見る ・見回りの実施	カワウの植生への影響を観察し、必要に応じ植生を維持回復	営巣の集中状態を維持

【面 積】 [生息防止区域] 25ha
 [準生息防止区域] I : 10ha IV : 4ha
 [生息抑制区域] II : 9ha III : 9ha 合計 57ha

